

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
行 行政局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則

○北海道税条例施行規則の一部を改正する規則……………（税務課）	14
○特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（税務課）	15
○北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（食品政策課）	15

訓 令

○北海道職員失業者退職手当支給規程の一部を改正する訓令……………（人事課）	16
---------------------------------------	----

告 示

○北海道職員等の退職手当に関する条例第10条第1項に規定する知事が定める者、知事が定める理由及び手続の一部改正……………（人事課）	16
○危険薬物の指定の解除……………（医務薬務課）	18
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………（農業施設管理課）	18
○土地改良区連合の役員の就任及び退任の届出……………（農業施設管理課）	18
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	18
○道営土地改良事業の工事の完了……………（農業施設管理課）	19
○特定調達契約に係る入札の公告……………（漁業管理課）	19
○道路の供用の開始……………（維持管理防災課）	20

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告……………	20
----------------------	----

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告……………	21
----------------------	----

道公安委員会規則

○道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………	23
---------------------------	----

道警察署告示

○特定調達契約に係る入札の公告……………	23
----------------------	----

規 則

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月8日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第49号

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則

北海道税条例施行規則（昭和29年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「第73条の25第3項」を「第73条の25第2項」に、「並びに第164条第5項」を「及び第164条第5項」に改め、「、第36条の3第3項」及び「、第42条の3第3項」を削る。

第14条の3第1項中「並びに第164条第5項」を「及び第164条第5項」に改め、「、第36条の3第4項」及び「、第42条の3第4項」を削り、同条第2項中「、政令第9条の9の5第1項の規定による同項各号に掲げる場合に該当する旨の通知」及び「、政令第32条の3第2項の規定による同項各号に掲げる場合に該当する旨の通知」を削る。

第39条の2中「第53条第20項」を「第53条第32項」に改める。

第39条の3中「第53条第38項」を「第53条第59項」に改める。

附則第12項中「第73条の25第3項」を「第73条の25第2項」に改める。

附則別記第2号様式末尾欄外注意1の事項中「第23条の7第39項第1号」を「第23条の7第42項第1号」に改める。

別記第14号様式の3その2（1連）及び（2連）中

「様」を「」に改め、（注意）金額を訂正した場合は、コンビニエンスストアでの納税はできません。

別記第52号様式その1中「根拠法令－地方税法73条の18Ⅲ、道税条例44条の6、道税規則44条」を「根拠法令－」に改める。

附 則

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第14条第3項の改正規定（「第73条の25第3項」を「第73条の25第2項」に改める部分を除く。）、第14条の3、第39条の2、第39条の3及び附則別記第2号様式末尾欄外注意1の事項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道税条例施行規則別記第14号様式の3の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道税条例施行規則別記第14号様式の3の規定にかかわらず、当分の間、使用することを妨げない。

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月8日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第50号

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（昭和60年北海道規則第28号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第12条第3項の表」を「第12条第4項の表」に、「第45条第2項の表」を「第45条第3項の表」に改め、同項第1号中「第28条の9第10項」を「第28条の9第10項第1号」に改める。

第8条第1項中「第12条第3項の表」を「第12条第4項の表」に、「第45条第2項の表」を「第45条第3項の表」に改める。

第10条第1項中「第12条第3項（同項の表の第2号に係る部分に限る。）又は第45条第2項（同項の表の第2号に係る部分に限る。）」を「第12条第4項の表の第2号又は第45条第3項の表の第2号」に改める。

第12条中「第42条の4第8項第7号」を「第42条の4第19項第7号」に、「同法第68条の9第8項第6号」を「法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第6項」に、「中小連結法人」を「中小通算法人」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正前の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則第12条に規定する中小連結法人については、この規則による改正後の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則第12条に規定する中小通算法人とみなして、同条の規定を適用する。

北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月8日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第51号

北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例施行規則（平成17年北海道規則第87号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（隔離ほ場の要件）

第1条の2 条例第2条第3号の規則で定める隔離ほ場は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 次に掲げる設備を有すること。

- ア フェンスその他の部外者の立入りを防止するための囲い
- イ 隔離ほ場であること及び部外者は立入禁止であること並びに管理責任者が選任された場合にあつてはその氏名が記載され、見やすいところに掲げられた標識
- ウ 隔離ほ場で使用した機械又は器具、隔離ほ場で作業に従事した者の靴等に付着した遺伝子組換え作物を洗浄する設備その他の遺伝子組換え作物が隔離ほ場の外に意図せず持ち出されることを防止するための設備
- エ 防風林、防風網その他の花粉（隔離ほ場において栽培する遺伝子組換え作物が木本である場合にあつては、花粉及び種子。以下同じ。）の飛散を抑制させるための設備（花粉の広範な拡散が想定される遺伝子組換え作物を栽培する場合に限る。）

(2) 次に掲げる事項を遵守するための作業要領を定めていること。

- ア 除雄、摘果又は袋掛けその他遺伝子組換え作物の花粉の飛散を防止するための措置を講ずること（隔離ほ場において栽培する遺伝子組換え作物が木本である場合に限る。）。
- イ 遺伝子組換え作物及びその比較対象とされる植物以外の植物の隔離ほ場内における生育を最小限に抑えること。
- ウ 遺伝子組換え作物及び隔離ほ場内で栽培した遺伝子組換え作物以外の植物であつて当該遺伝子組換え作物との区別がつきにくいもの（以下「遺伝子組換え作物等」という。）を隔離ほ場の外に運搬し、又は保管する場合は、遺伝子組換え作物等の漏出を防止すること。
- エ ウに規定する場合を除き、遺伝子組換え作物等の栽培が終了した後は、当該遺伝子組換え作物等を隔離ほ場内において不活化すること。
- オ 隔離ほ場で使用した機械又は器具、隔離ほ場で作業に従事した者の靴等に付着した遺伝子組換え作物等が隔離ほ場の外に意図せず持ち出されることを防止すること。
- カ 前号に掲げる設備が本来有する機能が十分に発揮されることを保持すること。
- キ イからカまで（隔離ほ場において栽培する遺伝子組換え作物が木本である場合にあつては、アからカまで）に掲げる事項を遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ議定書担保法」という。）第2条第5項に規定する第一種使用等（以下「第一種使用等」という。）を行う者に遵守させること。
- ク 花粉が拡散する範囲内に影響を受ける可能性のある野生動植物等が生育又は生息し

ている場合は、その範囲を含む範囲内においてモニタリング（第一種使用等による野生動植物等への影響の有無及び影響がある場合におけるその具体的な内容についての調査をいう。）を実施すること。	
ケ カルタヘナ議定書担保法第3条第1号に規定する生物多様性影響（以下「生物多様性影響」という。）のおそれがあると認められたときにあらかじめ定めた生物多様性影響を効果的に防止するための措置を確実に講ずること。	
第3条第2項第2号中「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ議定書担保法」という。）」を「カルタヘナ議定書担保法」に改める。	
附 則 この規則は、公布の日から施行する。	
訓 令	
北海道訓令第12号	
本 庁 出 先 機 関	
北海道職員失業者退職手当支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和4年7月8日	
北海道知事 鈴木直道	
北海道職員失業者退職手当支給規程の一部を改正する訓令	
北海道職員失業者退職手当支給規程（昭和50年北海道訓令第21号）の一部を次のように改正する。	
第6条中「条例第10条第1項の規定による」を削り、「受給期間の延長」を「条例第10条第1項の規定による受給期間の延長又は同条第3項の規定による支給期間の特例」に改める。	
第7条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第3項中「第20条第1項若しくは」を「第20条第1項又は」に改め、「、又は船員保険法の規定による失業保険金の支給を受ける資格を有する者が同法第33条ノ10第1項若しくは第2項に規定する期間内に」及び「又は失業保険金」を削り、同条第4項中「又は船員保険法の規定による失業保険金」及び「又は失業保険金」を削る。	
第15条の2第3項及び第16条第3項中「第20条第1項若しくは」を「第20条第1項又は」に改め、「、又は船員保険法の規定による失業保険金の支給を受ける資格を有する者が同法第33条ノ10第1項若しくは第2項に規定する期間内に」及び「又は失業保険金」を削る。	
別記第5号様式（表面）②欄中	

「	1 公共職業訓練	2 雇用保険法第63条第1項第3号の講習及び訓練	3 障害者の雇用の促進等に関する法律第13条の適応訓練	4 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第25条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練	5 雇用保険法第6条第5号に規定する船員の職業能力の開発及び向上に資する訓練又は講習として厚生労働大臣が定めるもの	」	
「	1 公共職業訓練	2 雇用保険法第63条第1項第3号の講習及び訓練	3 障害者の雇用の促進等に関する法律第13条の適応訓練	4 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第25条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練	5 雇用保険法第6条第5号に規定する船員の職業能力の開発及び向上に資する訓練又は講習として厚生労働大臣が定めるもの	6 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第4条第2項に規定する認定職業訓練	」
改める。							
附 則 この訓令は、令和4年7月8日から施行する。							
告 示							
北海道告示第408号							
昭和50年北海道告示第3863号（北海道職員等の退職手当に関する条例第10条第1項に規定する知事が定める者、知事が定める理由及び手続）の一部を次のように改正し、令和4年7月1日から適用する。							
令和4年7月8日							
北海道知事 鈴木直道							
題名中「第10条第1項」の次に「及び第3項」を加え、「知事が定める理由及び手続」を「理由、手続等」に改める。							
本則中「理由及び手続」を「者、理由及び手続並びに同条第3項に規定する知事が定める事業、職員及び手続」に改める。							
第3項中「受給期間延長申請書に」を「受給期間延長等申請書に医師の証明書その他の前項各号に掲げる理由に該当することの事実を証明することができる書類及び」に改め、同項ただし書中「受給資格票を」を「受給資格票を添えて」に改める。							
第9項を第11項とし、第8項中「第3項ただし書」の前に「前項の規定は、第8項の場合及び第4項ただし書の場合における第3項の申出に、」を加え、「前項」を「第8項」に改							

め、同項を第10項とする。

第7項中「受給期間延長通知書の」を「受給期間延長等通知書の」に、「速やかに」を「速やかに、」に、「記載し」を「記載した上」に改め、同項第1号中「受給期間延長申請書」を「その者が提出した受給期間延長等申請書」に、「受給期間延長通知書」を「交付を受けた受給期間延長等通知書」に改め、同項第2号中「受給期間延長通知書」を「交付を受けた受給期間延長等通知書」に改め、同項を第8項とし、同項の次に次の1項を加える。

9 第3項の申出は、代理人に行わせることができる。この場合において、代理人は、その資格を証明する書類に同項に規定する書類を添えて同項の所属長に提出しなければならない。

第6項中「受給期間延長通知書」を「受給期間延長等通知書」に、「交付するとともに、受給資格票に必要な事項を記載し」を「交付しなければならない。この場合（第3項ただし書の規定により受給資格票を添えないで同項の申出を受けたときを除く。）において、所属長は、受給資格票に必要な事項を記載した上」に改め、同項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第4項ただし書の場合における第3項の申出は、受給期間延長等申請書に天災その他の申出をしなかったことについてやむを得ない理由を証明することができる書類を添えなければならない。

本則に次の7項を加える。

12 条例第10条第3項の知事が定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) その事業を開始した日又はその事業に専念し始めた日から起算して、30日を経過する日が、条例第10条第1項に規定する雇用保険法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間の末日後であるもの
- (2) その事業について当該事業を実施する受給資格者が条例第10条第10項第4号に掲げる退職手当の支給を受けたもの
- (3) その事業により当該事業を実施する受給資格者が自立することができないと任命権者が認めたもの

13 条例第10条第3項の知事が定める職員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 条例第10条第1項に規定する退職の日以前に同条第3項に規定する事業を開始し、当該退職の日後に当該事業に専念する職員
- (2) その他事業を開始した職員に準ずるものとして任命権者が認めた職員

14 条例第10条第3項の知事の定める申出は、別記第1号様式による受給期間延長等申請書に登記事項証明書その他同条第1項に規定する退職の日後に同条第3項に規定する事業を開始した職員又は前項に規定する職員に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格票を添えて所属長に提出することによって行うものとする。

15 前項の申出（以下「特例申出」という。）は、当該特例申出に係る者が条例第10条第3

項に規定する事業を開始した日又は当該事業に専念し始めた日の翌日から起算して、2箇月以内にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

16 所属長は、特例申出をした者が条例第10条第1項に規定する退職の日後に同条第3項に規定する事業を開始した職員又は第13項に規定する職員に該当すると認めたときは、その者に別記第2号様式による受給期間延長等通知書を交付しなければならない。この場合（第18項の規定により準用する第5項ただし書の規定により受給資格票を添えないで特例申出を受けたときを除く。）において、所属長は、受給資格票に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

17 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を所属長に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、所属長は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

- (1) その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があった場合 交付を受けた受給期間延長等通知書
- (2) 条例第10条第3項に規定する事業を廃止し、又は休止した場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格票

18 第9項の規定は、特例申出及び前項の場合並びに第15項ただし書の場合における特例申出に、第3項ただし書の規定は、第14項及び前項の場合に、第5項及び第6項の規定は、第15項ただし書の場合における特例申出について準用する。

別記第1号様式中「受給期間延長申請書」を「受給期間延長等申請書」に、

③職業に就くことができない理由		を
-----------------	--	---

③この申請書を提出する理由	ア 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため イ 事業を開始等したため 具体的理由	
---------------	---	--

に、「③の」を「③のアの」に、「⑤職業に就くことができない期間」を「⑤職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間」に、「③職業に就くことができない期間」とは、③欄の理由により職業に就くことができない期間のことで、その期間」を「期間」に改める。

別記第2号様式中「第6項関係」を「第7項関係」に、「受給期間延長通知書」を「受給期間延長等通知書」に、

受給期間延長の理由

を

受給期間延長等の理由

ア 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため
イ 事業を開始等したため

具体的理由

職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間

年 月 日から 年 月 日まで

に、

延長後の受給期間満了年月日

を

延長等後の受給期間満了年月日

に、「受給期間延長申請書」を「受給

期間延長等申請書」に、「職業に就くことができない」を「申請書を提出する」に、「職業に就くことができない理由が」を「受給期間延長等の理由が」に改める。

北海道告示第409号

北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例（平成27年北海道条例第39号）第5条第5項の規定により、次のとおり危険薬物の指定を解除する。

令和4年7月8日
北海道知事 鈴木直道

危険薬物の指定を解除する物

- 1 2—（エチルアミノ）—2—（3—メチルフェニル）シクロヘキサン—1—オン及びその塩類
- 2 N，N—ジエチル—2—〔5—ニトロ—2—（4—プロポキシフェニル）メチル〕—1 H—ベンゾ〔d〕イミダゾール—1—イル| エタナミン及びその塩類
- 3 1—（シクロブチルメチル）—N—（2—フェニルプロパン—2—イル）—1 H—インドール—3—カルボキサミド及びその塩類

北海道告示第410号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新ひだか土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があった。
令和4年7月8日

北海道知事 鈴木直道
退任年月日 理事・監事の別 氏 名 住 所
令和4.6.2 理事 酒井 薫 日高郡新ひだか町三石稲見120番地

北海道告示第411号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、美瑛川地区土地改良区連合から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。
令和4年7月8日

北海道知事 鈴木直道
就退任の別 就退任年月日 理事・監事の別 氏 名 住 所
就任 令和4.6.1 理事 山崎 智明 上川郡美瑛町字下宇莫別第1
同 同 同 松家 貴宏 同 美瑛町字横牛第2
同 同 監事 本間 英行 同 美瑛町字下宇莫別第1
退任 令和4.5.3 理事 福家 敏春 同 美瑛町字置牦牛上精美
同 同 同 中村 勉 同 美瑛町字朗根内
同 同 監事 谷口 幹男 同 美瑛町字新星第1

北海道告示第412号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（東山地区（農業用排水施設、区画整理、暗渠排水））事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、北海道上川総合振興局に備え置いて、令和4年7月11日から20日間、一般の縦覧に供する。
なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海

道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年7月8日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第413号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和4年7月8日

北海道知事 鈴木直道

地区名	事業の種類	完了年月日
小西	農業用排水施設	令和4.3.18
親和	同	同4.2.14
大枝沢	同	同3.12.28
妹背牛東	同	同2.12.10
同	区画整理	同4.1.20
砂浜西	農業用排水施設、区画整理	同3.11.30
晩生内	同	同3.12.10
8号線	同	同4.2.8
北たどし	農業用排水施設、区画整理、暗渠排水	同3.11.30

北海道告示第414号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和4年7月8日

北海道知事 鈴木直道

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 漁業取締船海王丸上架修理工事 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 令和4年9月2日から同年10月11日まで
- (4) 履行場所 造船所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和4年度に有効な道の競争入札参加資格のうち船舶の建造又は修理の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 造船所内に総トン数400トン型船舶（鋼船）を入渠^{きよ}できる引揚船台等の設備を有していること。
- (5) 認定を受けたアルミ修繕技術者を有すること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和4年7月11日（月）から同月28日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時45分から午後5時30分まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道水産林務部水産局漁業管理課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道水産林務部水産局漁業管理課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎11階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部水産局漁業管理課）
- (2) 入札日時 令和4年8月19日（金）午前10時（送付による場合は、同月16日（火）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量500グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。 9 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 10 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道水産林務部水産局漁業管理課 (2) 所 在 地 郵便番号 060－8588 札幌市中央区北3条西6丁目 (3) 電 話 番 号 011－204－5486 11 Summary A Nature and quantity of the services to be procured : Fishery inspection vessel KAIOUMARU Repair Service 1 set B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., August 19, 2022 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., August 16, 2022) C Contact : Fishing Management Division, Bureau of Fisheries, Department of Fisheries and Forestry, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan Phone : 011-204-5486 北海道告示第415号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。 その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。 令和4年7月8日 北海道知事 鈴木直道	<table><tr><td>路 線 名 供 用 開 始 の 区 間 供用開始の期日</td></tr><tr><td>道道 比字厚賀停車場線 沙流郡日高町字美原255番1地先から 令和4年7月11日</td></tr><tr><td>同郡日高町字美原294番3地先まで</td></tr></table> 総合振興局告示及び振興局告示 北海道釧路総合振興局告示第1号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和4年7月8日 北海道釧路総合振興局長 菅原裕之 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ア 除雪トラック（10t級6×6専用型） 1台（交換契約により除雪トラック（10t級6×6専用型）1台を契約の相手方に供し、除雪トラック1台を当該契約の相手方から調達する。） イ 除雪トラック（7t級4×4専用型） 1台 ア及びイについては、それぞれの入札とする。 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 納 入 期 日 令和5年3月29日（水） (4) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 令和4年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達をする物品に係る技術及び設備を有していることを証明した者であること。 (5) 当該調達をする物品又はこれと同等の類似品に係る納入（製造）実績等があることを証明した者であること。 (6) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 (7) 納入地区において、当該調達をする物品の納入後、10年間以上の部品の供給が可能であること及び速やかに部品調達ができることを証明した者であること。	路 線 名 供 用 開 始 の 区 間 供用開始の期日	道道 比字厚賀停車場線 沙流郡日高町字美原255番1地先から 令和4年7月11日	同郡日高町字美原294番3地先まで
路 線 名 供 用 開 始 の 区 間 供用開始の期日				
道道 比字厚賀停車場線 沙流郡日高町字美原255番1地先から 令和4年7月11日				
同郡日高町字美原294番3地先まで				

(8) この入札に参加を希望する者が、商法（明治32年法律第48号）第27条又は会社法（平成17年法律第86号）第16条の代理商の場合は、代理商契約を証明する書類を添付した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(8)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和4年7月8日（金）から同年8月5日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 085-0006 釧路市双葉町6番10号
北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 釧路市双葉町6番10号 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部3階大会議室（送付による場合は、郵便番号 085-0006 釧路市双葉町6番10号 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課）

(2) 入札日時 令和4年8月22日（月）午後1時30分（送付による場合は、同月19日（金）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、北海道釧路総合振興局釧路建設管理部のホームページ
(<https://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/kk/kkk/index.html>)

html)においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 所在地 郵便番号 085-0006 釧路市双葉町6番10号

(3) 電話番号 0154-23-6115

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a Snow Removal Truck (10 tons class, 6×6) Quantity 1

b Snow Removal Truck (7 tons class, 4×4) Quantity 1

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., August 22, 2022

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., August 19, 2022)

C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Kushiro Department of Public Works Management, Kushiro General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Futaba-cho 6-10, Kushiro, Hokkaido 085-0006 Japan

Phone : 0154-23-6115

道教育庁教育局告示

北海道教育庁上川教育局告示第40号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和4年7月8日

北海道教育庁上川教育局長 岸 本 亮

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

- ア 学習用パーソナルコンピュータ等の賃貸借 一式（１月当たりの単価） 84台
 イ 学習用パーソナルコンピュータ等の賃貸借 一式（１月当たりの単価） 120台
 ア及びイについては、それぞれの入札とする。
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 令和４年11月30日（水）
- (4) 契約期間 令和４年12月１日から令和10年11月30日まで
 なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の３に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。
- (5) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 次のいずれにも該当すること。
- (1) 令和４年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品に関し、要求仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 令和４年７月８日（金）から同月20日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前９時から午後５時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079－8612 旭川市永山６条19丁目１番１号
 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所

- 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 旭川市永山６条19丁目１番１号 上川合同庁舎３階入札室
 （送付による場合は、郵便番号 079－8612 旭川市永山６条19丁目１番１号 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室）
- (2) 入札日時
 ア １の(1)のア 令和４年８月３日（水）午前10時
 イ １の(1)のイ 令和４年８月３日（水）午前10時30分
 ア及びイについて、送付による場合は、同月２日（火）午後５時までに必着とする。
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
 平成16年北海道告示第448号の１の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項
 この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
 令和４年２月８日付け北海道教育庁上川教育局告示第３号
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 ４に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
 なお、北海道教育庁上川教育局のホームページ（<https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kkk/nyusatujoyouhou.html>）においてダウンロードすることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第１項の規定により定めた予定価格（１月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（１月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 その他
 平成16年北海道告示第448号の４の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。
 契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号 (3) 電話番号 0166-46-5862 12 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : a Lease of Personal Computer 84 units b Lease of Personal Computer 120 units B Bid tendering date and time : a 10:00 A.M., August 3, 2022 b 10:30 A.M., August 3, 2022 (If mailed, bids must arrive no later than 5:00 P.M., August 2, 2022) C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Kamikawa District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Nagayama 6-jo 19-chome 1-1, Asahikawa, Hokkaido 079-8612 Japan Phone : 0166-46-5862	附 則 この規則は、公布の日から施行する。						
道 公 安 委 員 会 規 則 道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和4年7月8日 北海道公安委員会委員長 小林 ヒサヨ 北海道公安委員会規則第10号 道路交通法施行細則の一部を改正する規則 道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。 別表4中 「 <table border="1" data-bbox="225 1142 1088 1214"><tr><td>道道 鷹栖東神楽線</td><td>旭川市東鷹栖4線13号644番2地先から上川郡東神楽町字東神楽624番9地先まで</td></tr></table> 」 を 「 <table border="1" data-bbox="225 1289 1088 1428"><tr><td>道道 鷹栖東神楽線</td><td>旭川市東鷹栖4線13号644番2地先から上川郡東神楽町字東神楽624番9地先まで</td></tr><tr><td>道道 鷹栖東神楽線</td><td>旭川市東旭川町旭正211番3地先から上川郡東神楽町字東神楽295番6地先まで</td></tr></table> 」 に改める。	道道 鷹栖東神楽線	旭川市東鷹栖4線13号644番2地先から上川郡東神楽町字東神楽624番9地先まで	道道 鷹栖東神楽線	旭川市東鷹栖4線13号644番2地先から上川郡東神楽町字東神楽624番9地先まで	道道 鷹栖東神楽線	旭川市東旭川町旭正211番3地先から上川郡東神楽町字東神楽295番6地先まで	道 警 察 署 告 示 札幌方面室蘭警察署告示第8号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和4年7月8日 北海道札幌方面室蘭警察署長 金 平 智 之 1 入札に付する事項 (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 警備艇「のさっぷ」機関部中間検査整備一式 (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。 (3) 契約期間 契約締結日の翌日から70日間 (4) 履行場所 契約担当者等が指定する場所 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 令和4年度に有効な道の競争入札参加資格のうち「物品の購入（産業用機械器具類の機械修繕に限る。）」又は「船舶の建造又は修理」のいずれかの資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 独国MTU社製「MTU8V2000M93型」の分解検査及び修理について、当該内燃機関の製造業者と業務提携している者又は業務提携している者の代理者であること。 (5) 日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察の職員の立会いの下に、検査に応じられること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申請の時期 令和4年7月8日（金）から同年8月5日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178
道道 鷹栖東神楽線	旭川市東鷹栖4線13号644番2地先から上川郡東神楽町字東神楽624番9地先まで						
道道 鷹栖東神楽線	旭川市東鷹栖4線13号644番2地先から上川郡東神楽町字東神楽624番9地先まで						
道道 鷹栖東神楽線	旭川市東旭川町旭正211番3地先から上川郡東神楽町字東神楽295番6地先まで						

号)に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 050-0083 室蘭市東町4丁目27番10号
北海道札幌方面室蘭警察署会計課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所
北海道札幌方面室蘭警察署会計課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 室蘭市東町4丁目27番10号 北海道札幌方面室蘭警察署3階
大会議室(送付による場合は、郵便番号 050-0083 室蘭市東
町4丁目27番10号 北海道札幌方面室蘭警察署会計課)

(2) 入札日時 令和4年8月19日(金)午前11時(送付による場合は、同月
18日(木)午後5時までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る
返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量100グラムに見合
う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、
契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道札幌方面室蘭警察署のホームページ([https://
www.muroran-syo.police.pref.hokkaido.lg.jp/](https://www.muroran-syo.police.pref.hokkaido.lg.jp/))においてダウン
ロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(1)のA及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を
講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほ
か、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道札幌方面室蘭警察署会計課

(2) 所在地 郵便番号 050-0083 室蘭市東町4丁目27番10号

(3) 電話番号 0143-46-0110 内線 230

11 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured : Patrol Boat NOSAPPU (Model
MTU 8V2000M93) engine inspection and repair services 1 set

B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., August 19, 2022
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., August 18, 2022)

C Contact : Finance Division, Hokkaido Sapporo Area Muroran Police Station,
Higashimati 4-chome 27-10, Muroran, Hokkaido 050-0083 Japan
Phone : 0143-46-0110 Extension 230